



平成28年5月11日

各 位

上場会社名	株 式 会 社 丸 運
(コード番号	9 0 6 7 東証第一部)
本社所在地	東京都中央区日本橋小網町7番2号
代表者名	取 締 役 社 長 市 原 豊
問合せ先	取締役常務執行役員 住 吉 彰
TEL	(03) - 6 8 6 1 - 3 4 1 1

監査等委員会設置会社への移行にかかる定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月開催予定の第114期定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行した後の新体制およびこれに伴う役員の人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の新体制およびこれに伴う役員等の人事について」にて開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成27年11月25日に取締役会で決議し公表しました「丸運コーポレートガバナンス・ガイドライン」に示したとおり、当社は取締役会の実効性のあるモニタリング・監督機能を高めるとともに、重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役委任し、迅速・果敢な意思決定を可能とする監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更され、社外取締役以外の業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人物の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、社外取締役以外の業務執行取締役等でない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することができることとして、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月27日
- (2) 定款変更の効力発生日 平成28年6月27日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役の選定)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会の決議をもって取締役社長をおく。</p> <p>2 <u>業務上必要があるときは、取締役会の決議をもって取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役それぞれ若干名をおくことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役の選定)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会の決議をもって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長をおく。</p> <p>(削除)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規</p>

<p>(取締役会の決議の省略) <u>第25条</u> (条文省略) (相談役または顧問の委嘱) <u>第26条</u> (条文省略) (取締役会規則) <u>第27条</u> (条文省略) (報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (社外取締役との責任限定契約の締結) <u>第29条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u> (監査役の数) <u>第30条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任) <u>第31条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) <u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の招集通知) <u>第33条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会規則) <u>第34条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。 (常勤の監査役) <u>第35条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (報酬等) <u>第36条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の決議の省略) <u>第26条</u> (現行どおり) (相談役または顧問の委嘱) <u>第27条</u> (現行どおり) (取締役会規則) <u>第28条</u> (現行どおり) (報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> (業務執行取締役等でない取締役との責任限定契約の締結) <u>第30条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p>
---	--

<p><u>(社外監査役との責任限定契約の締結)</u> <u>第37条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p><u>第38条</u>～<u>第41条</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第31条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。</p> <p><u>2</u> 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p><u>第34条</u>～<u>第37条</u> (現行どおり)</p>
--	---